

住宅・建築物アスベスト改修事業の概要

○ 住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)

- ・アスベスト含有調査等に係る補助（定額補助（上限25万円/棟））
- ・アスベスト除去等に係る補助

公共実施：1/3以内

民間実施：地方公共団体1/3以内、国1/3以内（地方公共団体の補助額を超えない範囲）

合計2/3以内

◇補助対象（含有調査・除去事業）

対象となる材料	参考
吹付けアスベスト	建築基準法の 規制対象 (告示第1172号)
アスベスト含有吹付けロックウール	

※アスベスト含有吹付けバーミキュライト(ひる石)・アスベスト含有吹付けパーライトについては、建築基準法の規制対象外であるため、含有調査・除去事業の補助対象とはされておられません。ただし、含有調査においては、その結果が当該材料のみであった場合など、上記の対象となる材料が含まれない場合であっても、補助対象とすることが可能です。

◇交付対象事業：令和7年度末までに着手したもの

市町村有建築物は、小規模建築物を含むアスベスト調査台帳を整備している
地方公共団体管内に存するものに限ることとし、**令和7年度末**までに着手したもの

R6.3.29交付要綱改正により延長

◇補助制度創設市町村

- ・調査：大阪市、堺市、豊中市、池田市、門真市、箕面市、吹田市、高槻市、東大阪市、八尾市、泉南市、阪南市（12市）

- ・除去：大阪市、堺市、豊中市、門真市（4市）